

行政評価における事務事業評価（外部評価）の実施方法等について

1 行政評価の目的

- (1) 市民本位の効率的で質の高い行政の実現
- (2) 市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政の実現
- (3) 成果志向の行政運営の実現

2 行政改革推進審議会における外部評価

(1) 目的

本市の行政運営が、効果的で効率的に進めることができるよう、市に裁量のある事業を中心に実施した事務事業評価に基づき、「成果が上がっていない事業」「市民ニーズの変動に合わせて見直しがなされていない事業」などについて、事業の有効性や効率化、整理統合といった観点から、事業の在り方について外部評価を行い、その意見・提案を翌年度の予算編成や事業の見直しに繋げていく。

(2) 対象事業

第五次長野市総合計画前期基本計画の実施計画に記載の主要事業など、一般事務事業を中心に各部局で事務事業評価を実施した210事業

主に行政改革推進委員会行政評価部会（庁内組織）の評価において、部局評価における事業の方向性等を見直すべきとした9事業を中心に、行政改革推進審議会が選定※した事業

※各委員が資料7のアンケートにより、外部評価が必要だと考える事業を抽出し、正副会長会議で対象事業を選定する。

(3) 実施方法

対象事業について、担当所属から事業概要を含めた評価内容の説明及び委員から事前にいただいた質問等への回答を行い、その後、今後の進め方や方向性を中心に委員からご意見・ご提案をいただく。（1事業20分程度）

(4) 評価結果の公表

令和4年2月頃を目途に、市ホームページにて公表する予定。